

委託業務の内容

第1章 自動車税申告書受付業務

第1 自動車税申告書の照合・確認

1 記載事項の確認

自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）（以下「申告書」という。）の記載内容について、道路運送車両法に規定する自動車検査証又は自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証等」という。）から照合・確認等を行うこと。その際、申告書に記載誤りや記載漏れがある場合は、申告者に訂正又は記入させること。

なお、詳細については、本章「13 自動車検査証等との照合・確認等」のとおりとする。

2 納税義務者の確認

申告書の「納税（申告・報告）義務者」の欄は、所有の形態を明確にした後、「所有形態」の欄が「2.所有権留保」である場合には「使用者」欄に記載された者と、それ以外の場合には「所有者」欄に記載された者とが一致していることを確認すること。

3 課税標準額（取得価額）の確認

自動車税環境性能割の課税標準額は、自動車の取得時にその対価として支払う金額であるが、課税標準額の確認に当たっては、次の点に留意するとともに、記載誤りや記載漏れがある場合は、申告者に訂正又は記入させること。

- （1）課税標準額の算定において、自動車の付加物及び付属物は別に定める基準により取り扱うこと。
- （2）自動車の取得について、割賦販売に係る金利・手数料及び他の自動車を下取りとして提供した場合の下取りに係る価額については、課税標準額に算入しないこと。
- （3）課税標準額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

4 自動車税環境性能割の課税標準基準額及び税額一覧表（以下「基準額表」という。）との照合 乗用車・トラック（5トン以上の大型車を除く）については、次のとおり処理すること。

- （1）申告のあった課税標準額が次に掲げる額（以下「課税標準基準額」という。）以上の額であることを確認すること。

ア 新車の場合

基準額表（その1）の課税標準基準額

イ 中古車の場合

基準額表（その1）又は基準額表（その2）の課税標準基準額に、当該中古車の使用が開始された年の1月1日から取得の日までの経過年数に応じ、広島県の定める「中古車残価率表」に定める残価率を乗じて得た額。

この場合、基準額表（その1）は、中古車の取得の日に属する年が当該中古車の初度登録年（初度検査年）と同一であるときに用い、基準額表（その2）は、中古車の取得の日に属する年が当該中古車の初度登録年（初度検査年）の翌年度以降であるときに用いること。

ただし、外国乗用車（以下「外車」という。）にあっては、当該中古車の初度登録年（初度検査年）の外車の課税標準基準額表（その1）の課税標準基準額に、当該中古車の使用が開始された1月1日から取得の日までの経過年数に応じ、広島県の定める「中古車残価率表」

に定める残価率を乗じて得た額。

- (2) 申告のあった課税標準額が課税標準基準額未満の場合は、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書面の写しの添付を求め、申告額が当該書面に記載された取得価額に一致していることを確認すること。

5 トラックの表示価格一覧表との照合

5トン以上のトラックは次のとおり処理すること

- (1) 申告のあった課税標準額が次に掲げる額以上の額であることを確認すること。

ア 新車の場合

「トラックの表示価格一覧表」記載の「表示価格」に、0.9を乗じた額。

イ 中古車の場合

当該中古車の初度登録年（初度検査年）の「トラックの表示価格一覧表」記載の「表示価格」に、0.9を乗じた額に、当該中古車の使用が開始された年の1月1日から取得の日までの経過年数に応じ、広島県の定める「中古車残価率表」に定める残価率を乗じて得た額。

- (2) 申告のあった課税標準額が上記（1）で算出して得た額未満の場合は、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書面の写しの添付を求め、申告額が当該書面に記載された取得価額に一致していることを確認すること。

6 上記4及び5以外の場合

県が作成した自動車税環境性能割の課税標準額に関する資料等により取り扱うこと。

なお、その資料等によっても確認できない自動車の場合は、県の職員へ引き継ぐこと。

7 その他の取得の場合

次に掲げる自動車の取得は、その自動車の取得価額がないか、又は取得価額を課税標準とすることが不適当であるので、通常取引価額を課税標準額とみなし、申告のあった課税標準額が基準額表（その1）又は基準額表（その2）の課税標準基準額（中古車の場合は、残価率を乗じて得た額）と同額であることを確認すること。

ただし基準額表にない自動車について申告があった場合は、前記6の例によること。

- (1) 無償でされた自動車の取得
- (2) 親族その他一定の関係者に譲渡した自動車でその取得価額が通常取引価額と異なる自動車の取得
- (3) 自動車の製造会社又は販売会社の従業員等が当該会社から購入する場合の取得で、その取得価額が通常取引価額と異なる自動車の取得
- (4) 代物弁済契約による自動車の取得
- (5) 交換契約による自動車の取得
- (6) 負担付贈与契約による自動車の取得
- (7) 自動車製造業者及び自動車販売業者等が製造した自動車又は商品として取得した自動車を運行の用に供した場合におけるみなし取得

8 免税点

取得価額が50万円以下である自動車の取得に対しては、自動車税環境性能割を課することができないので留意すること。ただし、控除特例適用のある自動車の取得については、控除前の取得価額で判定すること。

9 非課税

(1) 自動車税環境性能割の非課税

次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車税環境性能割を課することができないので、留意すること。

なお、イからコに掲げる自動車の取得は、当該取得の事実を証する書面を添付させ確認すること。

ア 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人の自動車の取得

イ 相続（被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。）に基づく自動車の取得

ウ 法人の合併及び政令で定める法人の分割に基づく自動車の取得

エ 法人が新たに法人を設立するために現物出資（現物出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合における自動車の取得

オ 会社更生法第183条、更生特例法第103条又は同法第272条の規定により更生計画において株式会社、協同組織金融機関、又は相互会社から新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき財産を定めた場合における新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の自動車の取得

カ 委託者から受託者に信託財産を移す場合における自動車の取得

キ 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から元本の受益者に信託財産を移す場合における自動車の取得

ク 信託の受託者の変更があった場合における新受託者による自動車の取得

ケ 保険業法の規定によって会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて自動車を移転する場合における当該自動車の取得

コ 譲渡により担保の目的となっている財産（以下「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により、当該譲渡担保財産の設定の日から6月以内に譲渡担保財産の権利者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における自動車の取得（自動車税環境性能割の徴収猶予）

サ 環境への負荷の低減に著しく資する自動車の取得（11 自動車税環境性能割の税額を参照）

(2) 自動車税種別割の非課税

国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、自動車税種別割を課することはできないので留意すること。

ただし、自動車の所有者がこの規定によって自動車税種別割を課することができない者である場合においては、その使用者に対して、自動車税種別割を課するものであること。（公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。）

10 課税免除

次に掲げる自動車は、自動車税種別割の課税免除の対象となり、自動車税種別割を課することはできないので留意すること。

なお、課税免除対象自動車の確認は、自動車検査証等で行うこと。

ただし、課税免除について、申請により知事の承認を受けた自動車にあつては、「自動車税種別

割課税免除承認通知書」で確認を行うこと。

- (1) 商品であって使用しない自動車
- (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車
- (3) 私立学校（専修学校・各種学校を含む。）が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供するもので、知事の承認を受けたもの
- (4) 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げる自動車
 - ア 救急自動車
 - イ 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
 - ウ 血液事業の用に供する自動車
 - エ 救護資材の運搬の用に供する自動車
 - オ ア～エに掲げる自動車に類する自動車で知事の承認を受けたもの

11 税額の確認

(1) 自動車税環境性能割の税額

課税標準額に燃費基準達成等に応じて税率 0.5% から 3 % を乗じて得た額であること。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車などの環境への負荷の低減に著しく資する自動車については、非課税が適用されるので留意すること。

(2) 自動車税種別割の税額

自動車税種別割税率表により確認すること。なお、令和元年 10 月以後に新車新規登録される自家用乗用車の税率は、令和元年 9 月末までに取得された自家用自動車の税率と異なるため留意すること。

(3) 証紙納付額の確認

申告書の「税額の合計」欄（自動車税（環境性能割・種別割）の合計額）と証紙代金収納計器により表示された広島県証紙代金の額とが一致していることを確認すること。その際、課税標準額及び税額に記載誤りや記載漏れがある場合は、申告者に訂正又は記入させること。

なお、申告書に「広島県証紙代金収納印」の表示がないものや納付すべき税額に過不足があるものについては、適正な証紙納付を指導し、正しい税額に合致した収納印の表示を受けさせること。

(4) 納税済印の押印

(3) で「税額の合計」欄と広島県証紙代金収納計器により表示された額の一致が確認されたものについては、申告者が「自動車税納税済証」の交付を希望する場合は、「自動車税納税済証」に納税済印を押印し、申告者へ交付すること。

(5) 端数処理

税額に、百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

12 申告書の処理

次の区分によりゴム印を押印すること。

申告内容の区分	押印箇所	ゴム印の種類 (色)
非課税	該当の税額欄	非課税 (赤)
課税免除	自動車税種別割の 税額欄	課税免除 (赤)
免税点以下	自動車税環境性能割の 税額欄	証紙納付不要 (黒)
商品車	自動車税環境性能割の 税額欄	商品車 (赤)
納税義務者が所有者で、所有者と使用者が異なる 場合 (所有形態：リース)	納税義務者欄	リース (赤)
納税義務者が所有者で、所有者と使用者が異なる 場合 (所有形態：リース以外)	納税義務者欄	所有者課税 (赤)
所有権を解除して使用者を所有者に移転する場 合	申告書右側の余白	所有権解除 (赤)
所有者・使用者同一の車に所有権を付けた場合	申告書右側の余白	所有者課税 (赤)
非課税 (環境性能に優れた自動車に関する自動車 税環境性能割の特例分)	自動車税環境性能割の 税額欄	非課税 (特例適用分) (赤)
身体障害者等に対する減免の要件を充たし、申告 時に自動車税 (環境性能割・種別割) を収納しな いもの。	該当の税額欄	身障未納 (赤)
身体障害者等に対する減免以外の減免の要件を 充たし、申告時に自動車税 (環境性能割・種別割) を収納しないもの。	該当の税額欄	減免未納 (赤)
被災した自動車に代わる自動車の取得について、 自動車税環境性能割の減免申請を受理する場合	申告書右側の余白	被災代替自動車 (赤)
自動車検査証等の備考欄に「保安基準適用年月 日」または「製作年月日」の記載がある場合	申告書右下登録番 号欄上の余白	保安基準適用年月日 年 月 日 (赤) ※当該年月日を黒字で 記載

13 自動車検査証等との照合・確認等

申告書と自動車検査証等との共通記載事項について照合し、申告書の記載内容が正確であることを確認すること。その際、記載誤りや記載漏れがある場合は、申告者に訂正又は記入させること。(簡易なものについては、訂正又は記入すること。)

なお、申告税額に影響を及ぼす場合には、適正な証紙納付を指導し、正しい税額に合致した収納印の表示を受けさせること。

照合・確認の終わった申告書は、第2章「申告書の整理・集計業務」の作業に備えること。

※ 松永庁舎の軽自動車税 (環境性能割) 申告書 (報告書) についても、申告者から提示を受けた自動車検査証等により、上記と同様の作業を行うこと。

14 関係資料の管理・保管

商品自動車及び所有権留保の確認のため「古物営業者名簿」を管理し、必要に応じて加除すること。

また、その他業務に関連した資料の適切な管理に努めること。

15 電算入力コードの記入

申告書下段の電算コード記入欄にコードを参照して、軽減コード、減免事由コード、軽減・重課、税率番号、県税コード及び登録番号を記入すること。

なお、12で「保安基準適用年月日」または「製作年月日」を記載した申告書については、県の職員による税率番号の照合を受けること。

16 申告書のエラー回復

税務課システム管理グループで申告書を電算処理した結果、エラーが発生した場合は、月2回出力されるエラーリストにより、回復作業を行うこと（エラー回復の入力作業は、県の職員が行う。）。

第2 自動車税（環境性能割・種別割）が納付されない場合の対応

自動車税（環境性能割・種別割）について、納付すべき税額があるにもかかわらず納付されない場合は、県の職員に引き継ぐこと。

第3 修正申告書の受理

自動車税環境性能割申告書（以下「修正申告書」という。）の提出があった場合には、内容を確認して、直ちに県の職員に引き継ぐこと。

第4 更正請求書の受理

自動車税環境性能割更正請求書（以下「更正請求書」という。）の提出があった場合には、更正の理由、添付書類を確認して、直ちに県の職員に引き継ぐこと。

第2章 申告書の整理・集計業務

第1 申告書の整理

1 収受印の押印

第1章で受理した申告書の裏面に収受印を押印すること。

2 申告書を申告区分別に仕分け

申告書を申告区分別（新規、移転、異動の3種類）に仕分けすること。

3 申告書の分離

上記2で仕分けした2枚複写の申告書について、1枚目と2枚目を分離すること。

なお、1枚しかない異動については、2枚目として取り扱うこと。

4 申告書の県税コード別仕分け

上記3で分離した申告書について、次のとおり仕分けすること。

（1）1枚目については、申告区分別に次のとおり仕分けすること。

ア 新規については、次のとおり仕分けすること。

（ア）課税、課税対象外（免税点以下、非課税等）別に仕分けすること。

（イ）課税分については、用途別及び新車・中古車（自家用新車、自家用中古、営業用新車、営業用中古）別に仕分けすること。

なお、それぞれの束において県税コード順（広島、呉、廿日市、芸北、東広島、尾三、

福山、備北の８種類）に並べること。

（ウ）課税対象外分については、県税コード順に並べた免税点以下・非課税等別に仕分けすること。

イ 移転については、次のとおり仕分けすること。

（ア）課税・課税対象外（免税点以下、商品車、非課税等）別に仕分けすること。

（イ）課税分については、県税コード順に並べ、用途別に仕分けすること。

（ウ）課税対象外分については、免税点以下・商品車・非課税等それぞれをナンバーごとに仕分けすること。

ウ 申告書の編綴

申告書は課税対象分新規、課税対象分移転、課税対象外分の３束に編綴し、課税対象分については用途別及び新車・中古車別にすること。

エ 軽自動車分については、次のとおり仕分けすること（松永庁舎の業務に限る。）。

（ア）課税・課税対象外分（免税点以下・商品車・非課税）・特種用途車別に仕分けすること。

（イ）課税分は新車・中古車に分け、それぞれ１束ごとに編綴すること。

新車については乗用・貨物・営業用ごと、中古車については乗用・貨物（自家用・営業用別）ごとに区分すること。

（ウ）課税対象外分について、免税点以下及び商品車については乗用・貨物ごとに仕分けすること。

（エ）特種用途車の課税分については付箋をつけておくこと。

（２）２枚目については、県税コード順の申告区分順に並べた１束に編綴すること。

第２ 申告書の集計等

１ 申告書の集計

県税コード及び申告区分別の申告書の件数を集計すること。

２ 申告書の日計、月計等の作成

別に定める様式により、日計及び月計等を作成すること。

３ 申告書等の引継

上記日計の集計作業が終了次第、前記第１の４のウのとおり編綴された申告書を県に引き継ぐこと。

また、日計については翌日、月計については翌月の５出勤日までに県に引き継ぐこと。

第３章 減免申請書受付業務

「県税の減免処理要綱」（以下「減免処理要綱」という。）第３章「減免の処理手続き」等に基づき、次のとおり処理すること。

第１ 自動車税種別割の減免申請書の受理

次の減免申請について申告書とともに減免申請書を受理すること。

（１）集団検診の用に供するレントゲン自動車等に対する減免

（２）身体障害者等に対する減免

（３）障害者、高齢者等の利用に供する特殊構造車に対する減免

（４）公的医療機関の救急自動車等に対する減免

- (5) 社会福祉事業を行う者が所有する自動車に対する減免
- (6) 指定自動車教習所の教習用自動車に対する減免
- (7) その他、県が定めた減免

第2 自動車税環境性能割の減免申請書の受理

次の減免申請について申告書とともに減免申請書を受理すること。

- (1) 身体障害者等に対する減免
- (2) 障害者、高齢者等の利用に供する特殊構造車に対する減免
- (3) 日本赤十字の救急自動車等に対する減免
- (4) 公的医療機関の救急自動車等に対する減免
- (5) 社会福祉事業を行う者等が取得する自動車に対する減免
- (6) 被災した自動車に代わって取得する自動車に対する減免
- (7) その他、県が定めた減免

第4章 自動車検査証記録事項の交付業務

第1 専用端末機による自動車検査証記録事項交付業務

「自動車検査証記録事項」の交付希望があった場合は、自動車検査証を預かり、専用端末機と専用印刷機から印刷の上、預かった自動車検査証とともに交付希望者に交付すること。

第2 専用端末機と専用印刷機の管理

アプリケーションソフトの更新、給紙、インク交換等の保守作業を必要に応じて行うこと。

第5章 自動車税種別割（継続検査用又は構造変更検査用）納税証明書の交付業務及び納付書の発行業務

第1 税務オンライン端末機による納税証明書交付業務

自動車税種別割（継続検査用又は構造変更検査用）納税証明書（以下「納税証明書という。」）の交付申請があった場合は、別に定める基準により税務オンライン端末機により、納税証明書を交付すること。

なお、種別割の納期限から2週間程度の期間内においては、O S Sでの継続検査に係る納税証明書の交付は、県の職員が行う。

税務オンラインのデータ上、自動車税種別割の未納等により、納税証明書が発行できない場合は、領収書の原本により納税確認を行うこと。他の機関等へ照会が必要な場合は、必要な照会を行い、納税の確認を行うこと。

第2 税務オンライン端末機による納付書発行業務

自動車税種別割の納付書発行依頼があった場合は、税務オンライン端末機により納付書を発行すること。

なお、随時賦課の申立てに係る納付書の発行は、県の職員が行う。

第6章 電話対応等業務

第1 自動車税環境性能割の課税標準基準額および税額等の照会

電話及び窓口等における税額等問い合わせの対応は、第1章の方法により確認して回答すること。

なお、照会・回答の状況は、申告受付等業務の迅速化及びトラブルの未然防止のため、県が指定する「聞取表」に記載して保管・活用すること。

第2 自動車税種別割の納税確認

自動車税種別割の納税等確認等の問合せ対応は、本人、もしくは本人から車検等の受検の委任を受けた者であることを確認し、問合せに応じること。

第3 窓口業務等に対する苦情、トラブル等の対応

窓口業務等に対する苦情、トラブル等の対応は、受託者の責任において、受託者が行うこととし的確かつ親切丁寧な対応を行うこと。

対応が困難な場合は、県の職員へ引き継ぐこと。

なお、電話対応等の結果は、必要に応じ、「窓口対応等処理票」（別紙）を作成し、県の職員に速やかに報告すること。

第7章 その他

本委託業務の内容に関して、疑義が生じた場合は、県と受託者が協議のうえ、決定する。